

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第419号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第446号）

事件名：発達障害者支援法上の発達障害児に対する教育をしている教育委員会
が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「発達障害者支援法上の発達障害児に対する教育をしている教育委員会
が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有し
ていないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律
（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大
臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日
付け厚生労働省発障0622第13号により行った不開示決定（以下「原
処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月25日付け（同日受付）で処分庁に対
して、法3条の規定に基づき、「発達障害者支援法上の発達障害児に対
する教育をしている教育委員会が分かる文書」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを
不服として、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求
を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当で
あり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者支援法上の発達障害児に
対する教育をしている教育委員会が分かる文書」の開示を求めるもので
ある。

文部科学省から各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会等へ、「発達障害のある児童生徒等への支援について」という、発達障害のある児童生徒等への支援についての対応への依頼及び周知が通知されている。このことから、請求者が求める文書は文部科学省及び各都道府県、各指定都市の教育委員会が作成及び保持していると考えるのが妥当であり、厚生労働省では作成、保持はしていない。念のため障害児・発達障害者支援室内の書庫等を隈なく探したが、該当する文書は見つからなかった。これを保有していないことから不開示とした原処分は、妥当であると考えられる。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月10日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「発達障害者支援法上の発達障害児に対する教育をしている教育委員会がわかる文書」である。

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3)において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

文部科学省から各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会等へ、「発達障害のある児童生徒等への支援について」という、発達障害のある児童生徒等への支援についての対応への依頼及び周知が通知されている。このことから、請求者が求める文書は文部科学省及び各都道府県、

各指定都市の教育委員会が作成及び保持していると考えるのが妥当であり、厚生労働省では作成、保持はしていない。念のため障害児・発達障害者支援室内の書庫等を隈なく探したが、該当する文書は見つからなかった。これを保有していないことから不開示とした原処分は、妥当である。

- (2) 当審査会において、厚生労働省設置法及び文部科学省設置法を確認したところ、厚生労働省設置法には、教育委員会に関する事務についての規定はなく、また、文部科学省設置法4条1項3号において、文部科学省の所掌事務の1つとして、「地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること」が掲げられており、さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を確認したところ、文部科学省が教育委員会制度を所管していることが認められる。

そして、文部科学省のウェブサイトに掲載されている平成17年4月1日付け文科初第211号「発達障害のある児童生徒等への支援について（通知）」を確認したところ、教育委員会制度を所管している文部科学省から各地方公共団体の教育委員会等に対し、発達障害者支援法上の発達障害のある児童生徒等への支援についての対応の依頼及び周知がなされていることが認められ、厚生労働省では本件対象文書を作成又は取得していない旨の上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子